

5 - 40 通路

5 - 40 - 1 性能要件（視認等による審査）

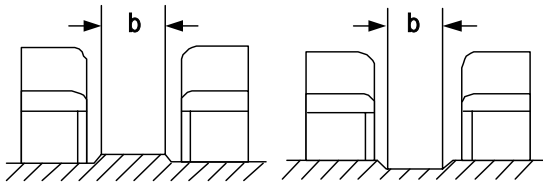
- (1) 通路は、安全かつ容易に通行できるものでなければならない。（保安基準第23条第1項）
- (2) 乗車定員11人以上の自動車（緊急自動車を除く。）、旅客自動車運送事業用自動車で乗車定員10人以下のもの及び幼児専用車には、乗降口から座席へ至ることのできる通路を設けなければならない。ただし、乗降口から直接着席できる座席については、この限りでない。（保安基準第23条第2項関係）
- (3) (2)の通路は、視認等その他適切な方法により審査したときに、有効幅（通路に補助座席が設けられている場合は、当該補助座席を折り畳んだときの有効幅）300mm以上、有効高さ1,600mm（当該通路に係るすべての座席の前縁と最も近い乗降口との車両中心線方向の最短距離が2m未満である場合は、1,200mm）以上のものでなければならない。ただし、乗降口から直接着席できる座席にあっては、この限りでない。（細目告示第189条第1項関係）
- (4) (3)の「有効幅」及び「有効高さ」は、通路として有効に利用できる部分の幅及び高さとする。この場合において、座席のスライド等により通路の有効幅が変化するものについては、通路の有効幅が最小となる場合の幅とする。（細目告示第189条第2項関係）

（例）

イ 有効幅

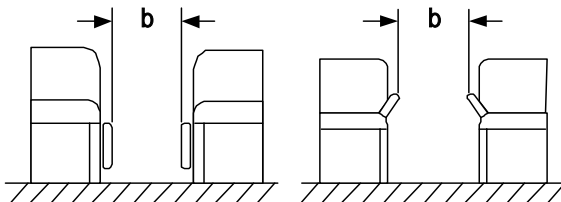
- (1) 通路と座席床面の高さが異なる場合

b: 有効幅



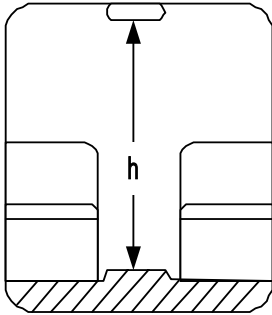
- (2) 座席の一部が通路上に突出している場合

b: 有効幅



ロ 有効高さ

h:有効高さ



- (5) 乗降口から座席へ至るための通路との位置関係が次のいずれかに該当する座席は、当該座席に関し、(2)の「座席へ至ることのできる」とされるものとする。(細目告示第189条第3項関係)

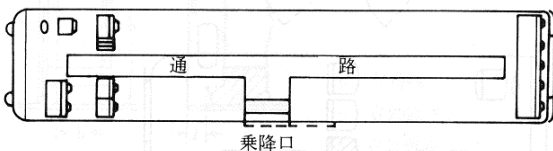
座席側面が通路に接している座席又は通路の近傍に位置する座席

最前部の前向き座席(に係る座席を除く。)であって、当該座席の背あての床面への正射影が通路に接しているもの又は通路の近傍に位置するもの

横向き座席、最奥部の座席等であって、当該座席の用に供する床面が通路に接しているもの

から までの座席の側方に隣接して設けられた座席であって、それぞれ定員2名分までのもの

(参考図)

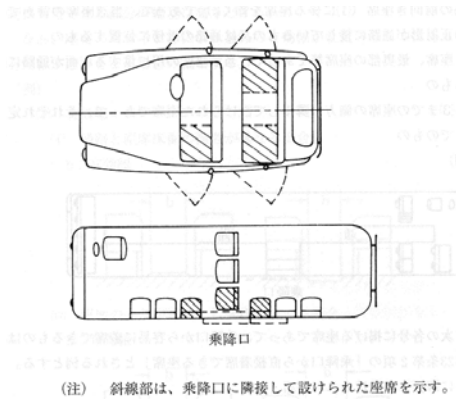


- (6) 次に掲げる座席にあつて乗降口から容易に着席できるものは、(2)及び(3)ただし書の「乗降口から直接着席できる座席」とされるものとする。(細目告示第189条第4項関係)

乗降口に隣接して設けられた座席

の座席の側方に隣接して設けられた座席であつて、定員2名分までのもの

(参考図)



(7) (3)の規定の適用については、座席の前縁から250mmの床面は、専ら座席の用に供する床面とする。(細目告示第189条第5項関係)

5 - 40 - 2 審査の省略

自動車検査法人の審査においては、改造が行われていないと認められる自動車については、5 - 40 - 1の規定に適合するものとして取り扱う。

5 - 40 - 3 欠番

5 - 40 - 4 適用関係の整理

4 - 40 - 4の規定を適用する。